

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第10号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の5第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第2項第5号」を「第1項第5号」に改め、同項を同条第5項とする。

第9条の6を次のように改める。

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条の6 前2条の規定（第9条の4第1項、同条第3項第4号及び第5号並びに前条第2項第4号を除く。）は、条例第8条の3第4項に規定する職員について準用する。この場合において、第9条の4第2項中「条例第8条の3第1項」とあるのは「条例第8条の3第4項において準用する同条第1項」と、同条第3項第1号中「子」とあるのは「条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、前条第1項中「条例第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「条例第8条の3第4項において準用する同条第3項」と、同項第1号中「ならない。この場合において、条例第8条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項第1号及び第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子

縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

別表第2第15号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。